（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第七条の十二　法第四十六条の二の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。

［項を削る。］

（定期事業者検査の報告）

第七条の十二の二　法第四十六条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第七条の十第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　再処理施設及び第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　再処理施設の工事の方法及び時期

ハ　再処理施設の点検、検査等（以下この号及び第十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第七条の十第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

（廃止措置中の施設定期検査）

第七条の十の二　法第四十六条の二の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合においては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に施設定期検査を行うものとする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　次号に掲げる以外のもの	直近の施設定期検査が終了した日以降一年を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二　第十九条の五第一項第十一号の特定再処理施設に該当するもの	法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

［条を加える。］